

令和2年第4回 鹿沼市農業委員会総会議事録

令和2年4月24日（金）第4回鹿沼市農業委員会総会を御殿山会館大会議室において開催した。

出席者委員

1番 塩入佳子	2番 豊田道有	4番 矢野律子
7番 石川喜治	8番 村上信吉	10番 廣田和世
12番 奈良部繁雄	13番 篠原和夫	14番 鈴木克男
17番 毛塚欣伸		(10名)

欠席委員	3番 福田春男	5番 根本和男	6番 青柳秀男
	9番 福田裕	11番 江俣伸一	15番 牧島俊男
	16番 大森用子	18番 益子裕幸	

会議の進行又は内容説明等のため出席した者は次のとおり。

農業委員会事務局	事務局長 駒場久和	農地調整係長 福田昌子
	主任主事 星野昭彦	主事 山内千明

この会議の書記は次のとおり。

農地調整係長 福田昌子

—◇—

◎議長（奈良部繁雄会長。以下議長）は午後3時30分、第4回鹿沼市農業委員会総会の開会を宣した。

◎議長は、日程第1の「議事録署名人の選任について」を諮り次の者を指名し決定した。

8番 村上信吉 委員、13番 篠原和夫 委員

◎議長は書類審査のため暫時休憩とした。

◎議長は、議案第1号の「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いた

します。今回は、売買5件、使用貸借権設定2件、計7件の許可申請が提出されました。別添の農地法第3条調査書に記載しましたとおり、いずれの案件も許可することができないものとされている農地法第3条第2項の各号には該当しないと判断し、許可要件のすべてを満たしていると考えております。なお、6番につきましては、下限面積を満たしておりませんが、農地法施行令第2条第3項1号において、権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められる場合は例外とされています。今回の申請は、イチゴの栽培ということであり、集約的に行われ、少ない面積から大きな収益を上げる場合に該当するものとして、下限面積の例外規定を適用しております。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎塩入佳子委員 1番、奈佐原町の売買です。●●さんは、文化橋町に住んでいまして、平成30年から認定新規就農者としてこの場所でイチゴの栽培をしています。ハウスも6棟ありまして、イチゴがよく実っていました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎矢野律子委員 2番、3番は板荷の●●さんへの使用貸借権の設定です。●●さんは板荷の担い手のグループにも所属していて、農地を荒らさないようによくやってくれています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎廣田和世委員 4番、5番は福田裕委員の案件ですが、代わりに意見を述べます。福田委員から事前に連絡がありまして、4番、5番とも問題ないということです。よろしく申し上げます。

◎篠原和夫委員 6番は、松原に住む●●さんの案件です。1番の農地と隣り合った場所で、やはりイチゴ栽培をしています。土地を借りていましたが、このたび買い受けることになりました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 7番、小山市の●●さんから野沢町の●●さんへの売買です。●●さんはイチゴを作っています。兼業農家ですが、経営規模を拡大したいということです。問題ありませんので、よろしく申し上げます。

◎議長は、議案第1号について質問を求めたが、質問が無いため1番から7番の許可について諮り、決定した。

◎議長は、議案第2号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とし、議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（星野主任主事）議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について説明いたします。今回、時間短縮のため、申請の内容につきましては調査書をご確認いただき、説明を一部省略いたしますので予めご了承ください。

1番、見野における●●さん、●●さん申請の一般住宅への転用です。申請地は第1種農地に区分されますが、集落に接続し、生活上必要な施設に該当します。2番、富岡における●●申請の太陽光発電設備への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。3番、引田における●●申請の仮設事務所及び駐車場への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。4番、村井町における●●申請の太陽光発電設備及び進入路への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。5番、上殿町における●●申請の放課後デイサービス施設への転用です。申請地は第1種農地に区分されますが、申請目的は土地収用法その他の法律により土地を収用または使用することが出来る事業となっています。6番、西沢町における●●申請の太陽光発電設備への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。7番、上石川における●●申請の資材置場への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。8番、上石川における●●さん申請の園芸用土採取」のための一時転用です。申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。9番、茂呂における●●申請の園芸用土採取のための一時転用です。申請地は農振農用地に区分されますが、一時的な利用に供するものであります。10番、南上野町における●●さん申請の資材置場への転用です。申請地は、第2種農地・その他の農地に区分されます。11番、口栗野における●●さん申請の一般住宅への転用です。申請地は第3種農地に区分されます。12番、中粕尾における●●申請の材木置き場への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。13番から15番については同所有者・同申請者となっていますが、太陽光設置のための許可を個別に得ているため、申請も分かれています。13番から15番は全て、中粕尾における●●申請の太陽光発電設備への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。16番、上永野における●●申請の太陽光発電施設への転用です。申請地は第2種農地・その他の農地に区分されます。以上、お手元の調査書通り許可基準を満たしているものと判断しました。ご審議お願いいたします。

◎議長は、現地調査員の報告を求めた。

◎現地調査員（篠原和夫委員）さる4月17日に、私と村上委員、駒場局長、福田係長、星野主任主事で現地調査を行いました。議案第2号、農地法第5条第1項の許可申請について、現地調査の結果を報告します。1番から8番を私、9番から16番を村上委員が報告します。場所などの詳細は、事務局で地図に説明を入れてくれていますので、そちらと合わせてご覧ください。1番、見野の一般住宅への転用は、北と西を道路に面した角地です。他に迷惑がかかる場所ではありませんでした。問題ないと見てきました。2番の富岡の件は、太陽光発電設備の多い場所で、周囲の状況から問題ないと見てきました。3番の引田の件は、思川開発の仮設事務所と駐車場のための一時転用です。問題ないと見てきました。4番の村井町の

件は、さつきカントリーの近くの場所で、太陽光発電の多い場所です。問題ないと見てきました。5番の上殿町の件は、消防署の南側になります。障害者のための放課後デイサービス施設を作りたいということで、もともと作付は特にしていない場所でしたので、問題ないと見てきました。6番の西沢町の太陽光発電設備への転用の件は、奥まったところにあり、問題ないと見てきました。7番の上石川の資材置き場への転用の件は、15筆あり、所有者も多いのですが、●●がすでに資材置き場として使っているところの隣になります。水路が通っていますが、水路整備もするということですので、問題ありません。8番も上石川の案件で、園芸用土採取のための一時転用です。近隣には同じように園芸用土を採取した場所があり、問題ないと見てきました。9番からは村上委員をお願いします。

◎現地調査員（村上信吉委員）9番、茂呂の園芸用土採取のための一時転用は、事業実施地域の半分が農地となっている場所です。問題ないと見てきました。10番、南上野町の件は、●●さんが●●という会社を営んでおり、その資材置き場にするための転用です。問題ありません。11番は口栗野で、一般住宅への転用です。問題ないと見てきました。12番の材木置き場への転用の件は、梅林のようなところや多少木が生えているところもありました。ここは山のすぐ下の場所で、台風19号のときに山からの水が流れ込んだようです。問題ありません。13番、14番、15番は近いところで、道路を挟んであっちとこっちといった場所です。勾配もあって、維持管理も大変そうなところもありました。太陽光できれいになっていればいいのかと感じました。16番も太陽光発電設備への転用で、荒れ地になっているよりはいいのかと見てきました。問題はありません。

◎議長は現地調査員の報告を受けた後、担当地区委員の意見を求めた。

◎豊田道有委員 1番、見野の使用貸借件設定は、●●さんの孫の●●さんとその夫の●●さんが、実家の近くに家を建てるものです。問題ありませんので、承認をお願いします。2番、富岡の売買は、太陽光発電設備です。所有者の●●さんは元サラリーマンで、農業はできないと所有農地を整理しているところです。承認をお願いします。

◎石川喜治委員 3番、引田の賃借権設定は、南摩ダムの水を引くための工事の仮設事務所及び駐車場と聞いています。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎村上信吉委員 4番の賃借権設定による太陽光発電設備及び進入路への転用は、まわりは既にパネルが並んでいる場所です。現況が田とありますが、水の取り入れ口がない田んぼです。維持管理していくには、太陽光設置も仕方ないのかなと考えます。5番、上殿町の売買は、●●の道路を挟んで南側のところですが、転用者の●●の●●さんに聞いたところ、利用者を10名くらい集めて事業を始めたいということです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎廣田和世委員 6番の西沢町の売買は、太陽光発電設備への転用です。イノシシの被害のひどいところですが、問題ありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 7番の上石川の件は、売買による資材置場への転用です。周りは何町歩も●●の資材置場になっているようです。現地調査員の報告のとおり問題ありません。8番も上石川で、園芸用土採取のための一時転用です。現地調査員の報告のとおり問題ありませんので承認をお願いします。

◎篠原和夫委員 9番の茂呂、賃借権設定による園芸用土採取のための一時転用です。この場所は、以前いろいろ問題があったようですが、解決して、今はなんの問題もありませんので、承認をお願いします。

◎鈴木克男委員 10番、売買による南上野町の資材置場への転用は、まわりは鹿沼土が盛つてあるところです。東北自動車道を作ったとき、このあたりは川があつて、雨が降ると水がでて、隣の土地からここに鹿沼土が流れてきたようです。転用後は、鹿沼土置き場とするようです。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎毛塚委員 11番は、牧島委員の案件です。口栗野の一般住宅への転用で、問題ありません。12番から15番は、中粕尾で大森委員の案件です。12番は、売買による材木置き場への転用で、県道から入ったところになります。災害で、土地にいくらか砂利が入ったようです。問題ありません。13番、14番、15番は、売買による太陽光発電設備への転用です。長男が亡くなって、●●さんが相続した自宅まわりの土地を太陽光にするようです。問題ありません。16番は、上永野の売買による太陽光発電設備への転用で、●●さんの自宅に向かう街道の高台になっているところです。前はススキが生えていましたが、申請にあたってきれいにしたのかなと思いました。問題ありませんので、承認をお願いします。

◎議長は、議案第2号について質問を求めたが、質問がないため承認について諮り、1番から16番について許可することに決定した。

◎議長は、議案第3号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明についてご説明いたします。相続人が農地等を相続し、その農地等で農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度の適用を受けることができます。適用を受けるためには農業委員会の証明が必要になります。今回は、1件の証明願が提出されました。租税特別措置法第70条の6の規定による、農地等について相続税の納税猶予の適用を受けるための各要件を満たしていると判断いたしました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、担当地区委員の意見を求めた。

◎篠原和夫委員 1番、茂呂の農地についてです。●●さんは、数年前まで勤めていましたが、親のあとを継いでニラ農家をやるということで、今は規模拡大しながら、熱心に農業に取り組んでいます。問題ありませんので、よろしくをお願いします。

◎議長は、議案第3号について質問を求めたが、質問がないため1番の証明書の交付について諮り、決定した。

◎議長は、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とし議案説明を事務局に求めた。

◎事務局（山内主事）議案第4号 農用地利用集積計画についてご説明いたします。鹿沼市長より令和2年4月10日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められております。議案書には、新規・更新の利用権設定、所有権移転について記載し、区分の欄外に、合計として、件数、筆数、面積をお示ししております。議案書13ページをご覧ください。新規の利用権設定が7件、44筆、78,822.04㎡となっております。続いて、議案書24ページをご覧ください。更新の利用権設定が49件、106筆、219,172.66㎡となっております。続いて、議案書25ページをご覧ください。所有権移転が1件、1筆、2,265㎡となっております。これら合計57件、151筆、面積300,259.7㎡となっております。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる各要件を満たしていると判断しました。ご審議をお願いいたします。

◎議長は、議案第4号について質問や意見を求めたが、質問や意見が無いため、1番から57番の承認について諮り、決定した。

◎議長は、審議に必要な全議案を終了し、報告事項については確認を要請し、午後4時20分閉会を宣した。

—◇—

以上は、会議の経過を記載したものであるが、その内容を正確と認め署名する。

令和2年4月24日

議 長

署名委員

署名委員
